

年 月 日

那賀町長 様

申請者 住 所

氏 名

那賀町医療従事者就職支援金交付申請書

那賀町医療従事者就職支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けたいので、那賀町医療従事者就職支援金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	金 円	
2 勤務先町立医療機関名		
3 支援金の分割申請・受領の状況（次のア・イの該当するものに○をつけること） ア 町立医療機関勤務開始 3 か月後時点の年度の申請（交付総額の 2 分の 1） イ 町立医療機関勤務開始 3 か月後時点の 3 年度目以降の申請（交付総額の残額）		
4 交付申請額の算定		
交付要綱第 5 条第 1 項該当の種別（次の（1）ア、（1）イ、（2）のうち該当するものに○をつけること） （1）移住者（転入者） ア 2 人以上の世帯 イ 単身世帯 （2）非移住者（転入を伴わない者）		
（1）アの場合は同時に転入した世帯員数（申請者を除く）		人
（1）アの世帯員のうち 18 歳未満の人数		人①
交付申請可能額	次に掲げる金額の 2 分の 1 （1）アの場合 150 万円＋①×50 万円 （1）イの場合 100 万円 （2）の場合 50 万円	

5 誓約

私は、支援金を申請するにあたり、下記の内容について相違ないことを確認の上、誓約します。

氏 名 _____

記

- (1) 移住者（転入者）に関する支援金の申請については、次の全ての事項を遵守します。
非移住者（転入を伴わない者）に関する支援金の申請については、次の(8)から(15)までの事項を遵守します。
- (2) 那賀町が、本支援金に関する申請者（2人以上の世帯の場合は全ての世帯員）の個人情報について、他の市区町村等に提供し、又はこれらの機関の確認に供すること並びに居住の状況等の調査のため、水道事業者又は電力事業者等に提供し、利用状況等の確認を行うことに同意します。
- (3) 本支援金に関する報告及び立入調査について、那賀町から求めがあった場合には、これに応じます。
- (4) 次のア・イのいずれか又は両方に該当します。
ア 那賀町立医療機関での勤務開始日の直前3年間は、南阿波定住自立圏の圏域（本町、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）内の医療機関・薬局等、医療従事者の配置が義務づけられている施設に勤務したことがない。
イ 那賀町内に転入する直前に連続して1年以上、徳島県外に在住していた。
- (5) 那賀町内に、那賀町立医療機関での勤務開始日から5年以上継続して定住します。
- (6) 那賀町立医療機関での勤務開始日から3年未満で那賀町外に転出した場合は、交付を受けた支援金の全額（那賀町立医療機関での勤務を継続している場合は、交付額から50万円を減じた額）を速やかに返還します。
- (7) 那賀町立医療機関での勤務開始日から3年以上5年未満で那賀町外に転出した場合は、交付を受けた支援金の半額（那賀町立医療機関での勤務を継続している場合は、交付額から50万円を減じた額の半額）を速やかに返還します。
- (8) 町立医療機関での勤務開始日の直前1年間は、南阿波定住自立圏の圏域（本町、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）内の医療機関・薬局等、医療従事者の配置が義務づけられている施設に勤務したことはありません。
- (9) 那賀町立医療機関に、勤務開始日から5年以上継続して勤務します。
- (10) 那賀町立医療機関での勤務開始日から3年未満で那賀町立医療機関を退職した場合は、交付を受けた支援金の全額を速やかに返還します。
- (11) 那賀町立医療機関での勤務開始日から3年以上5年未満で那賀町立医療機関を退職した場合は、交付を受けた支援金の半額を速やかに返還します。
- (12) 町税その他那賀町が徴収する負担金、利用料、保険料等の滞納はありません。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、暴力団員と密接な関係ありません。
- (14) 交付対象者に該当しない事実若しくは不正等が発覚した場合又は虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、交付を受けた支援金の全額を速やかに返還します。
- (15) その他、那賀町医療従事者就職支援金交付要綱に掲げる事項を遵守します。

【添付書類】

一 町立医療機関勤務開始3か月後時点の年度の申請に添付するもの

1 移住者（転入者）

(1) 個人番号カード等、写真付き身分証明書の写し

(2) 移住元要件に関する書類

ア 全ての者について提出が必要な書類

(ア) 履歴書（別紙1）

(イ) 世帯状況申出書（別紙2）

(ウ) 移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯にあつては、全ての世帯員のもの）。ただし、転居歴があり、住民票除票の写しのみで確認できない場合は、戸籍の附票の写し。なお、個人番号カードで、転入前の住所を確認できる場合は移住元の住民票除票を、転居歴を確認できる場合は戸籍の附票を当該個人番号カードの表面の写しに代えることができる。

(エ) 町に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納がないことを証する書類

イ 町外における医療機関等での雇用者のみ提出が必要な書類

(ア) 町外で勤務していた医療機関等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことの確認ができる書類）

ウ 町外における医療機関等の法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

(ア) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

(イ) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

(3) 医療従事者の各種免許証の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 非移住者（転入を伴わない者）

(1) 個人番号カード等、写真付き身分証明書の写し

(2) 医療従事者の各種免許証の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

二 町立医療機関勤務開始3か月後から3年度目以降の申請に添付するもの

1 移住者（転入者）

(1) 世帯状況申出書（別紙2）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 非移住者（転入を伴わない者）

(1) その他町長が必要と認める書類

履 歴 書

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日生（満 歳）	男 ・ 女	
ふりがな			電話番号
現 住 所	〒		

年	月	職 歴

年	月	免 許 ・ 資 格

移住者（転入者）については、那賀町に転入する直前 8 年間の居住地について記載

年	月	居 住 地 歴